支援者のための

成年後見制度活用ハンドブック

～　ひろげよう! 市民後見　～

名古屋市

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

名古屋市成年後見あんしんセンター

は　じ　め　に

平成12年に施行された成年後見制度は、認知症等により判断能力の低下した方、親亡き後の障害のある方、虐待や財産侵害などで尊厳が損なわれる方などを支援する制度として、私たちの生活においてますます身近なものになってきています。しかし、その利用は認知症高齢者等の人数と比較して少なく、利用が進んでいないのが現状です。

そこで、成年後見制度の利用を推進することを目的として、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。その中で、「中核機関」をはじめとする関係機関が成年後見制度の広報・啓発や総合相談などの機能を地域の中で担っていくために、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりが求められています。

この地域連携ネットワークが機能するためには、支援を必要としている判断能力が十分でない方々を身近に支援している福祉関係者や行政関係者など（以下、「支援者」という。）が、成年後見制度を理解し、権利擁護の視点を持った上で、対象者ご本人を支援していく必要があります。

名古屋市では、平成22年10月に名古屋市成年後見あんしんセンターを設置し、成年後見制度の相談や広報・啓発、市民後見人の養成・支援・監督などを担ってきましたが、令和2年7月から機能強化され、中核機関となりました。その取り組みの一環として、支援者が成年後見制度を理解することを目的に、本誌「成年後見制度活用ハンドブック」が作成されました。本誌は、支援者の方々が対象者ご本人を支援していく中で、成年後見制度を必要とする場合に、どのように実務に取り組めばいいかを分かりやすく解説したものです。

本人のための権利擁護支援、そのための成年後見制度の活用に向けて、本誌が今まで以上に支援者の方々に積極的に活用されることで、名古屋市における権利擁護支援の充実に寄与することができれば幸いです。

なお、本誌は、名古屋市で活躍する市民後見人の取り組みも紹介しています。支援者の皆様にも市民後見人の活動のよき理解者として、市民後見人の普及、活動推進にご協力いただきますようお願いいたします。

令和7年9月
社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

本冊子の内容は令和７年９月現在の内容です。また、今後法改正により内容が変更となる場合があります。

成年後見制度活用ハンドブック

Ⅰ 成年後見制度活用検討ガイドライン

- 成年後見制度活用検討ガイドラインの活用方法 ……1
- 成年後見制度活用検討フローチャート ……2
- 成年後見制度活用検討ガイドライン ……3
- 成年後見にかかる調査票 ……5

Ⅱ 成年後見制度の概要

- 1 成年後見制度の概要 ……7
- 2 成年後見人等の具体的な職務内容 ……12
- 3 法定後見制度の申立て手続きの流れ ……13
- 4 任意後見制度の手続きの流れ ……15
- 5 申立てに必要な書類一覧 ……17
- 6 成年後見制度にかかる費用・助成 ……19

Ⅲ 市民後見人とは

- 市民後見人とは、養成の流れ ……22
- 市民後見人の受任事案の想定、支援・監督 ……23
- 市民後見人の活動・声 ……24
- (参考)専門職が選任された事例 ……26

Ⅳ 参考資料

- 成年後見制度に関する相談・問合せ ……28
- 成年後見制度と日常生活自立支援事業の概要 ……34

I

成年後見制度活用検討ガイドライン

ガイドラインの活用方法について

成年後見制度活用検討フローチャート

成年後見制度活用検討ガイドライン

成年後見にかかる調査票

ガイドラインの活用方法について

判断能力が十分でない方は、自分の権利が十分に行使できない、また権利侵害にあう可能性が常にあります。

支援者であるあなたが、今支援している方の権利を守るための一つの方法として成年後見制度があります。

必要なときに、必要な制度に結びつけることができるよう、適切な成年後見制度の活用をお考えください。

1 成年後見制度活用検討フローチャート

- 支援者が様々な相談を受ける中で、契約行為・財産管理等の課題がある場合、どのような流れで成年後見制度活用を検討すべきか示しています。
- ガイドラインや調査票を用いながら、検討を進めます。

2 成年後見制度活用検討ガイドライン

- 契約行為・財産管理等の課題がある場合は、成年後見制度の活用の前に、日常生活自立支援事業の利用を検討することができます。
- ガイドラインでは、日常生活自立支援事業と成年後見制度の支援内容について比較検討できるように作成されています。「ガイドライン使用時の留意事項」（4ページ）を参考にしながら、ご使用ください。

3 成年後見制度にかかる調査票

- 具体的に成年後見制度の活用が望ましいと考えられる場合は、5・6ページの**成年後見にかかる調査票**を作成し、職場内・関係機関で情報共有を行います。
- 市長申立ての検討が必要であれば、区役所・保健センター等への情報提供を行う場合にも有効活用できます。

ハンドブックでは13ページから法定後見制度及び任意後見制度の申立て手続きの流れについて説明しています。

支援者が申立て手続きについて、どのような支援が可能か示していますので、各ページの【支援方法】を参考にしてください。

成年後見制度活用検討フローチャート

各種相談 ⇒ アセスメント ⇒ 生活上の課題整理

契約行為・財産管理等の課題あり → 成年後見制度活用検討ガイドライン

虐待の場合 → ネットワーク支援会議等 → 他の支援制度へ

権利擁護に関する制度の活用が必要な場合 → 成年後見制度活用検討ガイドライン

契約行為・財産管理等の課題なし → 他の支援制度へ

成年後見制度活用検討ガイドライン（3・4ページ）
（成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用を検討）

☆のみに✓があり日常生活自立支援事業で支援が可能な場合 → **日常生活自立支援事業**の利用へ

↓

成年後見制度の利用へ

↓

1　事前準備　成年後見にかかる調査票（5・6ページ）（※関係機関の情報共有ツールとして使用）
本人の判断能力、日常生活・経済状況等を把握し、支援者間で情報を共有

↓

2　申立ての必要性の検討
職場内、関係機関でケース検討会等を開催し必要性を判断
（※判断に迷う場合はあんしんセンターへ相談）

必要性なし → 他の支援制度へ

↓ 必要性あり

3　申立人の検討

本人申立て	親族申立て	市長申立て
本人が… ☐ 申立を行う判断能力を有している ☐ 申立の必要性が理解できる ☐ 申立の意思がある ☐ 申立手続きを進めることができる （代理申立利用・申立支援する場合も含む）	4親等内の親族が… ☐ いることがわかっている ☐ 本人の状況を把握することができる ☐ 申立の必要性が理解できる ☐ 申立の意思がある ☐ 申立手続きを進めることができる （代理申立利用・申立支援する場合も含む）	○認知症高齢者・知的障害者の方 →各区役所福祉課へ ○精神障害者の方 →各区保健センターへ

すべて☑場合は本人申立てへ

すべて☑場合は親族申立てへ

4　申立支援
あんしんセンター・支援者が連携し、申立て手続きを支援
（必要に応じ、代理申立て・書類作成委任も検討する）

あんしんセンターで申立書類作成

↓

5　成年後見人等候補者の検討
本人の生活状況、解決すべき課題に応じて、適切な後見人等候補者を検討

親　族	第三者（市民後見人、専門職、法人等）

↓

6　後見等開始の審判申立て
調査・審問・鑑定　⇒　審判　⇒　審判の確定・登記

成年後見制度活用検討ガイドライン

※名古屋市成年後見あんしんセンターホームページからダウンロードすることができます

年　　月　　日

【利用者名】　　【記入者名】

成年後見制度の活用が望ましいと思われる要件

☆だけに✓がある場合は、日常生活自立支援事業でも対応可能です。
☑が１つでもある場合は、成年後見制度の活用をご検討ください。

１．	判断能力	
	①　何らかの認知症、知的障害、精神障害を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。（補助相当）	☆
	②　日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる。（保佐相当）	☆
	③　日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ介護を必要とする。知的障害の場合は手帳 1,2 度、又はＡ。（後見相当）	□
２．	財産管理	
	①　日常的な金銭管理に支援が必要。	☆
	②　通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返してしまう。	☆
	③　年金・手当等の受取り手続きが必要。	☆
	④　生命保険などの請求の手続きが必要。	□
	⑤　税金の申告が必要。	□
	⑥　賃貸借契約の手続きが必要。	□
	⑦　高額な買い物をしたり、消費者被害に遭ったことがある。	□
	⑧　不動産処分や定期預金の解約手続きなどが必要。	□
	⑨　借金をしたり、他人の保証人になってしまう。	□
	⑩　借金の整理、ローンの返済が必要。	□
	⑪　遺産相続の手続きが必要。	□
	⑫　裁判所の手続きが必要。	□
３．	身上保護	
	①　福祉サービスの内容が理解でき、支援すれば本人が契約可能。	☆
	②　福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要。	□

特記事項

名古屋市成年後見あんしんセンター　Ver. 2020.3

成年後見制度活用検討ガイドライン使用時の留意事項

ガイドラインの視点

●後見相当で判断能力が全くない方は、日常生活自立支援事業や身元保証等の契約をすることはできませんので、成年後見制度による支援が必要です。

●親族などの支援者がいない、またいても高齢・遠方である場合は、将来の金銭管理や入院・入所等の契約に備えるために、予防的な活用も視野に入れて、導入を検討する必要があります。

成年後見制度に関する留意事項

●成年後見人等は入院・入所契約の身元保証人になることはできませんが、成年後見人等が適切に金銭管理を行い、入院・入所契約をすることによって解決可能な場合もあります。

●成年後見人等には医療行為（与薬、注射、輸血、放射線治療、手術等）に対する決定及び同意の権限は認められていません。

●成年後見制度は、一度審判されると本人が病気などから回復し、判断能力を取り戻すか、亡くなるまで続きます。

日常生活自立支援事業に関する留意事項

1.判断能力 … 日常生活自立支援事業の契約については、(1)契約能力（年金等がどの通帳に入金されているか答えることができるなど）、(2)本人の利用意向、(3)契約の必要性を確認のうえ、締結することになります。

2.財産管理 … 日常生活自立支援事業における財産管理は日常生活の範囲内に限られています。また、取消権がないため悪徳商法の被害などによる対応については、限界があります。
ガイドライン上にない項目については、管轄の「名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター」（28ページ参照）で個別にご確認ください。

3.身上保護 … 日常生活自立支援事業では、福祉サービスの内容が理解できる場合は本人契約を支援することは可能ですが、内容が理解できず本人に代わって契約が必要な場合は日常生活自立支援事業の範囲を超える事項になるため、成年後見制度の導入が必要になります。

成年後見にかかる調査票

※名古屋市成年後見あんしんセンターホームページからダウンロードすることができます

記入年月日	年　　月　　日（　　）	所属名	
記入者		TEL	

相談者			本人との続柄	
			TEL	
本人基本項目	フリガナ		生年月日	M・T・S・H
	氏　名	（男・女）		年　　月　　日（　　）歳
	住　所 (住民票上)	区 電話（自宅等）　　（携帯等）		
	居住地 (現住所地)	区 電話（自宅等）　　（携帯等）		
	障害とその程度	1 高　齢　者　[A.未申請　B.申請中　C.認定済[　a.要支援（　　）　b.要介護（　　）]		
		2 知的障害者　[愛護手帳　A.あり（　　）度　B.なし　]		
		3 精神障害者　[保健福祉手帳　A.あり（　　）級　B.なし　]		
		（自立支援医療の利用　A.あり　B.なし　）		
		4 身体障害者　[身体障害者手帳　A.あり（　　）種（　　）級　B.なし　]		
		障害名（　　）		
	財産状況	収入総額　月（　　）円	支出総額　月（　　）円	資産
		1 年金　　円	1 家賃　　円	預金（　　）円
		2 生活保護　　円	2 福祉ｻｰﾋﾞｽ利用料　　円	負債（　　）円
		3 賃金　　円	3 生活費（食費等）　　円	不動産　あり・なし
		4 その他（　　）　　円	4 その他（　　）　　円	（　　）
支援が必要な状況・経緯		1 身上保護　2 財産管理　3 虐待及び権利侵害　4 その他 （具体的な事情）		
成年後見の利用に関する本人の意向				
本人健康情報	健康状態	病　気（　あり　・　なし　）ありの場合、病気の症状（　　）		
		既往歴（　あり　・　なし　）ありの場合、病名（　　）		
		かかりつけ医（　あり　・　なし　）　ありの場合、病院名（　　）		
		成年後見申立の診断書作成依頼（　可　・　不可　・　要調整　）		
	ＡＤＬ	（心身の状況）		
		（日常生活の状況）		
		【障害高齢者の日常生活自立度】　自立　J1　J2　A1　A2　B1　B2　C1　C2		
		【認知症高齢者の日常生活自立度】　自立　Ⅰ　Ⅱa　Ⅱb　Ⅲa　Ⅲb　Ⅳ　M		
		【障害支援区分】　非該当　区分1　区分2　区分3　区分4　区分5　区分6		
福祉･介護ｻｰﾋﾞｽ利用状況				
日常生活自立支援事業の利用		1 利用していない 2 申込み中 3 利用している（　　年　　月ごろから）　→　ｻｰﾋﾞｽ内容（　金銭管理　・　財産保全　）		

本人の日常・社会生活の状況について	※できる場合には○、支援が必要な場合は×、一部支援が必要な場合は△をつけてください。 （　　）　身体機能・生活機能（食事・入浴・着替え等）について （　　）　日常的な行為に関する意思の伝達について （　　）　日常的な行為に関する理解について （　　）　日常的な行為に関する短期的な記憶について （　　）　家族等を認識できているかについて （　　）　日常の意思決定について （　　）　金銭の管理について

家族情報

氏名	続柄	年齢	交流状況	申立の意向
			あり・なし	あり・なし
			あり・なし	あり・なし
			あり・なし	あり・なし
			あり・なし	あり・なし
			あり・なし	あり・なし
			あり・なし	あり・なし

緊急連絡先（氏名　　続柄　　）
（TEL　　携帯　　）
（住所　　）

家族構成図

本人と家族の人間関係

キーパーソン氏名・年齢・続柄	問題解決の協力者　(氏名：　　年齢：　　続柄：　　) 申立人(４親等内親族)　あり・なし　(氏名：　　年齢：　　続柄：　　) 望ましい成年後見人等候補者　(氏名：　　年齢：　　続柄：　　) A 親族　B 市民後見人　C 弁護士　D 司法書士　E 社会福祉士　F その他(　　)
後見の類型及び内容等	□後　見　□保　佐　□補　助 （必要と見込まれるものにレ点） □財産管理　□裁判所の手続き □預貯金の払出し、解約　□訪問販売等の契約の取消し □保険金の受領　□不動産処分 □遺産分割　□その他 □施設入所、病院入院の契約締結　（　　）

特記事項

ケース会議等（　　年　　月　　日開催）

（参加メンバー）

（検討内容）

（処遇方向）

成年後見の必要性の有無	1 あり　2 なし
今後の対応	1 市長申立てを依頼　3 他制度・サービスの利用 2 親族申立てを勧奨　4 その他（　　）

Ⅱ

成年後見制度の概要

1 成年後見制度の概要

2 成年後見人等の具体的な職務内容

3 法定後見制度の申立て手続きの流れ

4 任意後見制度の手続きの流れ

5 申立てに必要な書類一覧

6 成年後見制度にかかる費用

1 成年後見制度の概要

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方が、自分らしく安心して暮らせるように、本人の権利や財産を守り、本人の意思を尊重した生活ができるよう支援するための制度です。

成年後見制度を活用した事例

認知症の方

●認知症があるAさんは、銀行でのATMの操作もできなくなってしまいました。姪がAさんに頼まれて窓口で手続きをしようとしましたが「本人以外は手続きできない」と断られてしまいました。その後、成年後見制度を利用し後見人が選任されたことで、後見人が本人に代わって、銀行での手続きができるようになりました。

銀行の手続きができない!

●認知症のあるBさんは、自宅での生活が困難になったため、ケアマネジャーが施設入所をすすめていました。しかし、入所には契約が必要です。成年後見制度を利用し後見人が選任されたことで、後見人が入所契約をし、施設で安定した生活ができるようになりました。

契約が理解できない!

知的障害の方

●知的障害があるCさんは、両親と暮らしていましたが、父親は数年前に他界。母親も高齢になり、本人の金銭管理や契約を代理するなどの支援が困難になってきました。母の入院を機に、成年後見制度の申立てを行い成年後見人が選任され、母親も治療に専念することができ、本人も安定して生活することができるようになりました。

頼れる親族がいない!

●軽度の知的障害があるDさんは、夫が急死し相続手続きが必要になりましたが、自分一人では手続きができませんでした。成年後見制度を利用し補助人が選任され、相続手続きを行うことができました。また、その後の生活費の管理も適切に行われています。

相続手続きが心配!

精神障害の方

●精神障害があるEさんは、高額な布団の購入を強引にすすめられ契約してしまい、たびたび訪問販売の被害に遭っていました。しかし、成年後見制度を利用し保佐人が選任されることで、クーリングオフの期間を過ぎても契約を解除することができ、その後被害に遭うことはなくなりました。

消費者トラブルが怖い!

成年後見制度の概要

成年後見制度は、2つの制度から成り立っています。

“①法定後見制度” は、すでに判断能力が十分でない人を保護、支援する制度です。利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てをします。本人の判断能力によって「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

“②任意後見制度” は、現在、判断能力がある人が、将来、判断能力が低下した場合に備えて「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。

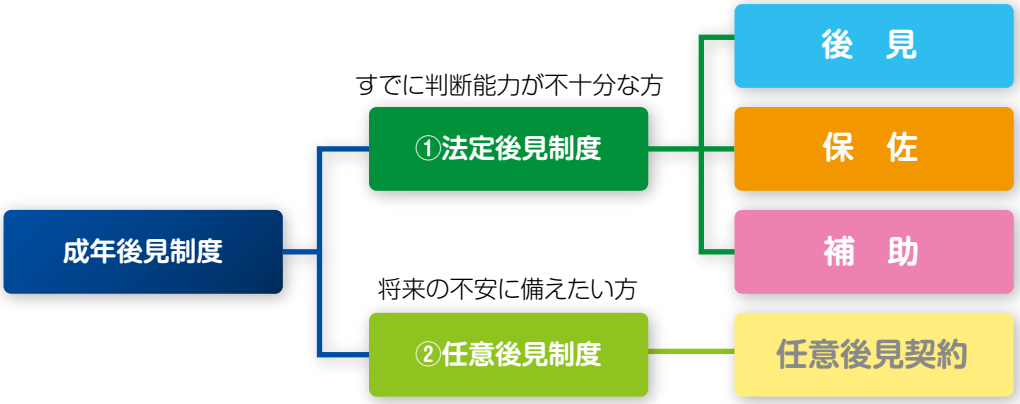

	①法定後見制度	②任意後見制度
対　象	現在、認知症、知的･精神障害などにより、**判断能力が十分でない方**が対象となる制度です。	老後や将来の設計が出来るほど、**判断能力が十分ある方**が対象となる制度です。
手続き	手続きは、申立人（本人や親族など）が**家庭裁判所**に申立てを行います。	手続きは、本人と任意後見受任者が**公証役場**で公正証書を作成します。
後見人	**法定後見人は、家庭裁判所が決定します。** 申立人は、法定後見人候補者の希望を出すことができます。	**任意後見人候補者は、本人が決めます。** 本人の判断能力が低下し、任意後見監督人が選任されてから、任意後見人の仕事が始まります。
内　容	法定後見人は、判断能力の程度によって「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型に区分され、これに応じて仕事や権限の範囲も違います。	任意後見人の仕事内容は、任意後見契約時に、本人が公正証書に定めた内容になります。 （※取消権はありません。）
監　督	法定後見人は、原則、**家庭裁判所**の監督を受けます。法定後見人は定期的に家庭裁判所に後見業務の内容を報告します。	任意後見人は、定期的に家庭裁判所が選任した**任意後見監督人（弁護士や司法書士など）**の監督を受けます。

申立て前の確認事項

①成年後見制度は**精神上の障害がある方が対象**です。（本人の障害が身体的なものだけの場合、また単なる浪費などの場合は、法定後見制度の対象になりません）

②手続きにはある程度の**時間がかかります。**（問題がなければおおむね2～3か月）

③法定後見人は、最終的に家庭裁判所がふさわしい人を選任するため、**申立人が希望する人が選任されるとは限りません。**

④本人の預貯金等の財産の内容によっては裁判所から**後見制度支援信託（後見制度支援預貯金）**（11ページ参照）の利用について検討を求められる場合があります。

⑤成年後見人等の責任は、**判断能力が回復するか、通常は本人が死亡するまで続きます。**申立てのきっかけとなった問題が解決した後も続きます。

⑥**いったん申立てをすると**、家庭裁判所の許可を得なければ**取下げをすることができません**のでご注意ください。

法定後見制度の内容

法定後見制度は判断能力の程度により、“後見”、“保佐”、“補助”の3つの類型に分類されています。
その類型ごとに成年後見人等の仕事や権限（代理権･同意権･取消権）の範囲、手続きにおける本人の同意の要否は異なります。

		後　見	保　佐	補　助
要件	対象となる方	**判断能力が欠けているのが通常の状態の方** （例）日常的な買物も自分ではできない。	**判断能力が著しく不十分な方** （例）日常的な買物はできるが、重要な財産行為はできない。	**判断能力が不十分な方** （例）重要な財産行為は、誰かに援助してもらう必要がある。
開始の手続	申立てができる方	本人、配偶者、4親等内の親族、検察官など 市町村長（老人福祉法32条、知的障害者福祉法28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の11の2）		
	本人の同意	不　要		必　要
代理権	付与の対象	原則として すべての法律行為	申立ての範囲内で 与えられた法律行為	申立ての範囲内で 与えられた法律行為
	本人の同意	不　要	必　要	
同意権	付与の対象	―	民法13条1項所定の行為、申立ての範囲内で与えられた法律行為	民法13条1項の範囲内であり、かつ申立ての範囲内で与えられた法律行為
	本人の同意	―	不　要	必　要
取消権	付与の対象	成年被後見人の行った法律行為全般（日常生活に関する行為は除く）	同意を得なければならない行為について、同意を得ずに行った行為	同意を得なければならない行為について、同意を得ずに行った行為
	取消権者	本人･成年後見人	本人･保佐人	本人･補助人

【申立てをすることができる人】

- 本人、配偶者、4親等内の親族
- 市町村長、検察官
- 任意後見受任者、
  任意後見人、任意後見監督人　など

【申立てをするところ】

本人が実際に住んでいるところ（住民票上の住所ではありません）を管轄する家庭裁判所に申立てをします。

【手続きの流れ】

13ページ参照

■ 4親等内親族の図　※「親族」とは6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族です。

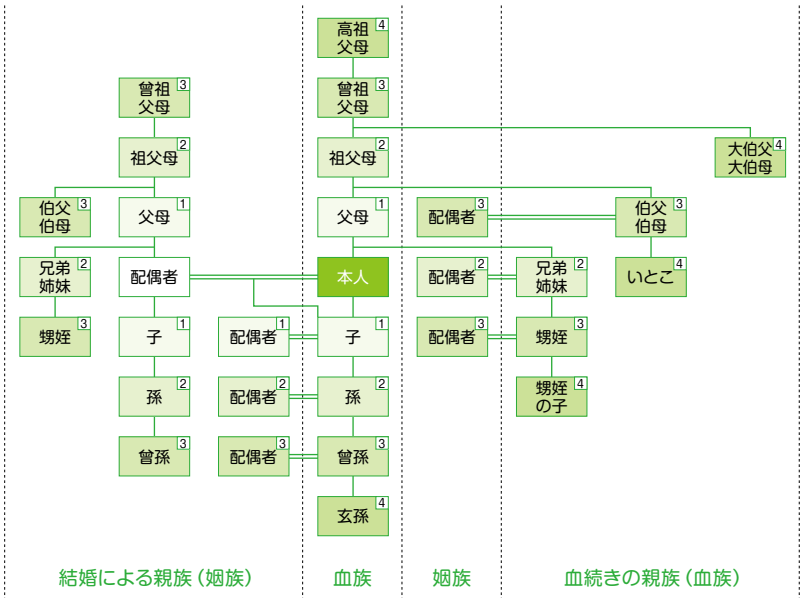

チェック!!

代　理　権

代理権とは、本人に代わって契約等の法律行為を行う権限です。保佐・補助の場合は、与えられた代理権の範囲で行うことができます。

本人に契約能力がなくても、本人に代わって施設などと入所契約を結んだり、入所費用の支払いをしたり、他の相続人と遺産分割協議をしたり、不動産を売却したりすることです。

同意権・取消権

同意権は、本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか確認し、問題がない場合に同意する権限です。

取消権は、そのような同意を受けずに、被保佐人や被補助人が不利益な契約を行った場合、取り消す権限です。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は取り消せません。

民法13条1項の行為

1. 貸金の元本の返済を受けたり、預貯金の払い戻しを受けたりすること
2. 金銭を借り入れたり、保証人になること
3. 不動産をはじめとする重要な財産について、手に入れたり、手放したりすること
4. 民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること
5. 贈与すること、和解・仲裁合意をすること
6. 相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること
7. 贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件が付いた贈与や遺贈を受けること
8. 新築・改築・増築や大修繕をすること
9. 一定の期間を超える賃貸借契約をすること

成年後見人等の権限

…必ず与えられる権限　…申立てにより与えられる権限

【代理権】

後見人　すべての法律行為

保佐人　補助人
★本人同意が必要
申立ての範囲内で与えられた法律行為

【同意権】

保佐人　民法13条1項の行為

補助人　★本人同意が必要
民法13条1項の範囲内であり、かつ
申立ての範囲内で与えられた法律行為

保佐人　申立ての範囲内で与えられた法律行為
（民法13条1項以外の行為）

成年被後見人等本人による取引の取り消し

本人が行った行為を取り消した場合、初めから無効であったものとみなされます。通常、何らかの行為を取り消した場合は、契約の当事者双方に「元の状態に戻す（原状回復）義務」が発生します。

たとえば、被後見人等が金銭を受領していた場合には、相手側に返還しなければなりません。しかし、その範囲は全額ではなく、取り消しした時点で残っていた金額（現に利益を受けている限度）で返還すればよいと定めています。ただし、本人が被後見人等ではないと嘘をついて行った行為は取り消すことができません。

取消権の行使は、相手方に対する意思表示によって行います。方法は特に定められておらず、口頭でも可能ですが、きちんと取り消しの意思が相手に届かなければ効力を生じませんので、内容証明郵便（場合によっては普通郵便との併用）に配達証明をつけて行うのが一般的です。

取消権は、追認をすることができるときから5年、行為のときから20年を経過したとき、時効によって消滅します。

任意後見制度の内容

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです。

任意後見契約は、本人の判断能力が低下し、家庭裁判所で本人の任意後見監督人が選任されて初めて効力が生じます。

【手続きの流れ】 15ページ参照

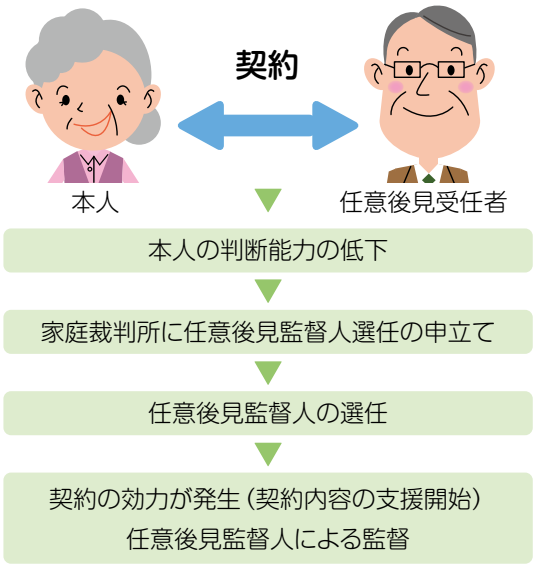

成年後見登記制度

成年後見登記制度は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピュータ・システムにより法務局で登記し、登記官が「登記事項証明書」を発行し情報を適正に開示することによって、判断能力が十分でない方との取引の安全を確保するための制度です。以前は「禁治産」及び「準禁治産」の宣告を受けた方は戸籍に記載されていましたが、プライバシーの保護や成年後見制度の使い勝手を考慮して成年後見登記制度が新たにつくられました。

本人や成年後見人等から請求があれば法務局から「登記事項証明書」が発行され、これを相手方に示すことによって安全で円滑な取引ができることになります。

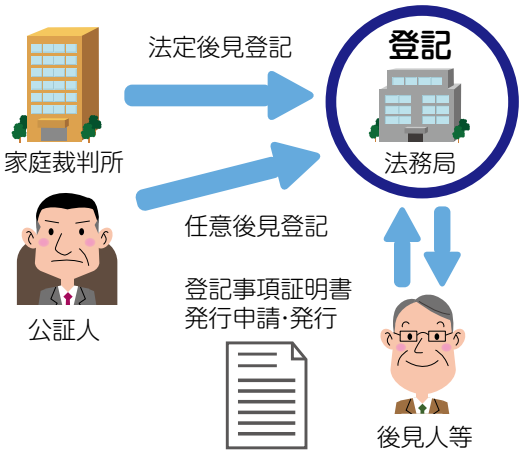

後見制度支援信託（後見制度支援預貯金）

後見制度支援信託は、成年被後見人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要な金銭を預貯金等として成年後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託するしくみのことです。

対象は成年後見と未成年後見で、全員が対象となるわけではなく財産の状況により、家庭裁判所が後見制度支援信託の利用を検討すべきと判断した場合は、弁護士等の専門職を後見人に選任します。

弁護士等の専門職後見人は、信託契約を結ぶかどうかを検討し、信託契約締結後に専門職後見人は辞任し、親族後見人に引き継ぐことになります。

信託契約締結後に多額の支出が必要となった場合などは、家庭裁判所に必要な金額とその理由を記載した報告書を提出し、問題がない場合は指示書が発行され払戻しができるようになります。同様に、後見制度支援預貯金を利用する運用もあります。

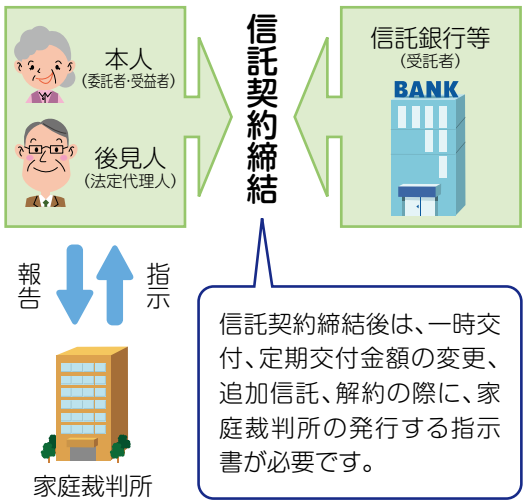

2 成年後見人等の具体的な職務内容

成年後見人等は、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援します。

1 財産管理

【成年後見人等ができること】

●預貯金通帳、印鑑の管理
●収支の管理（預貯金の管理、年金・給料の受取り、公共料金・税金の支払いなど）
●不動産の管理、処分
●遺産分割
●本人が不利益な契約を結んでしまった場合の取り消し
など

【成年後見人等ができないこと】

●利殖等を目的とした資産運用
●財産の贈与
●親族や第三者が支払うべき費用の立替えまたは支払いといった本人の利益にならない費用の支払い
●本人の利益にならない債務保証、財産放棄
●日用品の購入など日常生活に関する行為に対する同意権、取消権の行使
など

★成年後見人等として注意すべきこと

●居住用不動産を処分する場合（売却、賃貸借契約の解除など）は、家庭裁判所の許可が必要です。
●成年後見人等と本人の利益が相反する場合には、家庭裁判所による特別代理人の選任が必要です。

2 身上保護

【成年後見人等ができること】

●日常生活の見守り
●本人の住居の賃貸借契約の締結、費用の支払い
●健康診断等の受診、治療・入院等に対する契約の締結、費用の支払い
●福祉施設の入退所に関する契約の締結、費用の支払い
●介護保険制度や障害者総合支援法のサービス利用契約、サービス内容の確認、見守り
●教育・リハビリに関する契約の締結、費用の支払い
など

【成年後見人等ができないこと】

●買物・通院同行などの事実行為
●医療行為に対する決定及び同意（生命、身体に危険を及ぼす可能性のある検査、治療行為などをいい、与薬、注射、輸血、放射線治療、手術など）
●入院や施設入所の際の身元保証人・身元引受人
●健康診断の受診・入院や施設への入所、介護、教育・リハビリ等を本人の意思に反して強制的に行うこと
●遺言、養子縁組、認知、結婚、離婚など一身専属的な行為
●居住する場所の指定（居所指定権）
●本人の死後の事務（葬儀・相続など）
など

3 家庭裁判所への報告

成年後見人等は、家庭裁判所に財産管理及び身上保護の状況を報告し、必要な指示を受ける義務があります。

ご注意!! **成年後見人等は本人の財産を適切に管理しなければなりません。**

●成年後見人等は報酬付与の申立てを家庭裁判所にすることができますが、許可なしに本人の財産から報酬を受け取ることは認められていません。
●成年後見人等が本人の財産を不適切に管理した場合、成年後見人等を解任されるほか、損害賠償請求を受けるなど民事責任を問われたり、業務上横領罪などの罪で刑事責任を問われたりすることもあります。

3 法定後見制度の申立て手続きの流れ

1 検討

●誰が申立てをするか検討します

【申立てをすることができる人】（9ページ参照）

- 本人、配偶者、4親等内の親族
- 市町村長、検察官
- 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人　など

●後見人等候補者を検討します

【成年後見人等になれる人】

- 本人の親族
- 市民後見人
- 法律・福祉の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士など）
- 法人（社会福祉法人、NPO法人など）　など

【成年後見人等になれない人】（欠格事由）

1. 未成年者
2. 成年後見人等を解任された人
3. 破産者で復権していない人
4. 本人に対して訴訟をしたことがある人、その配偶者又は親子
5. 行方不明である人

※申立て時に適切な後見人等候補者がいない場合は、家庭裁判所が適任者を選任します。

※後見人等候補者を複数選ぶことも可能です。

※後見人等候補者を紹介してもらうこともできます（28ページ）。

※「申立て前の確認事項」（8ページ）をよくお読みいただいたうえでご検討ください。

CHECK 支援方法

支援者

- 本人の支援に適切な候補者の検討・提案

あんしんセンター

- 各種専門職団体の連絡先を案内
- 本人・関係者面談のうえ、市民後見人の受任可否を確認

支援者とは、行政、いきいき支援センター、障害者基幹相談支援センター、ケアマネジャー、相談支援専門員、病院のケースワーカー、各事業所職員など判断能力が十分でない方を支援している方を表しています。

2 申立て準備

●申立てに必要な書類を準備します

①申立書類の入手（手続き案内）

家庭裁判所後見センターで『手続き案内』（成年後見制度の説明）を受け、「成年後見申立てセット」（様式、記入例等）を取得します。

※名古屋家庭裁判所後見センターの場合、予約不要（33ページ）。名古屋家庭裁判所ホームページからダウンロードも可能です。

※名古屋市成年後見あんしんセンターでもご説明のうえ配布しています。

②本人情報シートを取得

・「成年後見申立てセット」に入っている様式で、本人をよく知る福祉関係者（ケアマネジャーやケースワーカー等）に「本人情報シート」の記入を依頼します。
・作成された「本人情報シート」をコピーし、原本は、診断書の作成を依頼する際に主治医に提供します。

※本人情報シートが準備できなくても、診断書の作成を依頼することはできます。

③診断書の取得

「成年後見申立てセット」に入っている様式で、主治医に「お願い（主治医の先生へ）」とあわせて「診断書・鑑定連絡票」の作成を依頼します。その際、本人情報シートもお渡しします。

※「鑑定連絡票」とは、申立て後に精神鑑定が必要となった場合の鑑定の引受けの可否を確認するものです。

【診断書作成費用】

3,000～5,000円程度（医療機関によって異なります）

※医師は精神科等専門医でなくても構いません。

※本人が知的障害者で名古屋市愛護手帳（判定1・2度）、愛知県療育手帳（判定A）の場合は、手帳のコピーの提出があれば診断書は不要です。（後見類型の申立てとなります）

CHECK 支援方法

支援者

- 申立てセットの入手方法を説明
- 医療機関に診断書作成の協力依頼
- 主治医に本人状況を情報提供するための本人情報シートの記入
- 必要に応じ、受診や通院介助の調整

あんしんセンター

- 申立てセットの入手方法を説明
- 制度概要説明のうえ、申立てセットの配布
- 手続き方法について説明

弁護士・司法書士

- 申立人から戸籍謄本・住民票等証明書取得を申立書類作成と同時に委任契約が可能

3 申立て

④申立書の作成及び添付書類の準備

申立てに必要な書類一覧（17ページ）を参照し、書類の準備をします。

※取り寄せた診断書の意見を参考に、後見・保佐・補助のいずれに該当するかを判断します。

※申立てに必要な費用は19ページ参照

※原則として申立費用は申立人の負担です。申立費用を本人負担とする旨を希望した場合、家庭裁判所が認める場合があります。

CHECK 支援方法

あんしんセンター・支援者

- 申立類型・支援内容の検討
- 申立書記載例に基づき説明

弁護士・司法書士

- 申立書類作成を依頼（委任費用:19ページ参照）

●受理面接の予約をします

本人が実際に住んでいるところ（住民票上の住所ではありません）を管轄する家庭裁判所に電話連絡し、事前に面接日の予約をします。

※名古屋家庭裁判所後見センターの場合（33ページ）

●受理面接（面談）

申立人、後見人等候補者、（出席が可能であれば）本人と面接を行い、申立書類の確認や状況の確認をします。

CHECK 支援方法

あんしんセンター

- 後見人等候補者が市民後見人の場合は、受理面接に同席

4 審問・調査・鑑定

●審問・調査

家庭裁判所の調査官が、本人の状況や親族の意向など詳しい事情を関係者から聴取します。
補助の場合や代理権・同意権を付与する申立てをした場合、申立てに対する本人の同意を確認します。

●鑑　定

後見・保佐の申立てをする場合、本人の判断能力についてより正確に把握する必要があるときは、医師による精神鑑定を行う場合があります。

5 審判・登記

●審　判

家庭裁判所が成年後見人等の選任をします（審判書が、申立人、本人、後見人等に通知されます）。成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

●審判確定

後見人等が審判書を受領後、**2週間以内に不服申立て**がなかった場合、審判が確定します。審判に不服がある本人、配偶者、4親等内の親族（申立人を除く）は、この2週間の間に不服申立て（即時抗告）の手続きをとることができます。ただし、誰を後見人等に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申立てをすることはできません。

●後見登記

確定後、家庭裁判所から東京法務局に後見登記の登録を依頼します。確定から**10日前後で登記完了**の通知が来ます。
法務局で「登記事項証明書」を取得し、ここから後見人としての活動がスタートします。

●後見等事務報告書（初回報告）の提出

審判が確定してから1か月以内に家庭裁判所へ後見等事務報告書（初回報告）、財産目録及び収支予定表を提出します。

登記されていないことの証明書の取得

【交付請求できる方】

本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人等
（運転免許証など本人確認できる資料の提示・提出が必要）

【証明書交付手数料】

登記されていないことの証明書　1通300円
登記事項の証明書　1通550円

【窓口での請求】

最寄りの法務局の本局（出張所は不可）の戸籍課で交付を受けることができます（下記持参）。

- 請求者の本人確認できる資料
- 請求者の印鑑
- 親族関係を証する戸籍謄本（配偶者や4親等内の親族の場合）

【郵送での請求】

東京法務局あて下記の書類を郵送し交付請求します（約1週間～10日程度かかります）。

- 申請書（収入印紙（手数料）を貼る）
- 本人確認できる資料のコピー
- 親族関係を証する戸籍謄本（配偶者や4親等内の親族の場合）
- 返信用の封筒（切手を貼り、あて名を記載した長3サイズの封筒）

※申請書は東京法務局のホームページからダウンロードできます。

【申請書送付先】

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎4階
東京法務局民事行政部後見登録課

4 任意後見制度の手続きの流れ

1 検討

●任意後見人をお願いする人を検討します

【任意後見人になれる人】
成人であれば、だれでも任意後見人になることができます。親族を始め、知人や弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家、社会福祉法人などの法人を任意後見人にすることもできます。

※契約時に適切な任意後見人候補者がいない場合、専門家の団体等から紹介してもらうこともできます（28ページ）。

●任意後見受任者に委任する内容を決めます

本人と任意後見受任者（将来任意後見人になる人）との話し合いにより、委任する内容を決めます。
委任者の意思能力がなくなっても委任する内容は有効となります。

【委任する内容等】
- 財産管理に関すること
- 身上保護に関すること
- 任意後見人に支払う報酬(金額は本人との契約により決定します)　など

2 契約

●任意後見契約の締結

本人と任意後見受任者が公証役場（28ページ参照）に行き、公正証書による任意後見契約を結びます。
病気等で公証役場に行けない場合は、公証人に出張してもらうことも可能です（出張費別途有料）。

【必要な書類】
1. 戸籍謄本（本人）
2. 住民票（本人･任意後見受任者）
3. 印鑑登録証明書（本人･任意後見受任者）
4. その他（診断書や財産目録等が必要な場合もあります）

※法人の場合は、印鑑登録証明書、登記事項証明書が必要となります。

【任意後見契約にかかる費用】　約15,000円
1. 公正証書作成の基本手数料　11,000円
2. 登記嘱託手数料　1,400円
3. 法務局に納付する印紙代　2,600円
4. その他（証書代、登記嘱託書郵送用切手代など）

●任意後見契約の登記

公正証書により任意後見契約を結ぶと、誰が誰にどのような代理権を与えたかという契約内容が、公証人の嘱託により法務局に登記されます。
登記が完了すると、任意後見受任者の氏名や代理権の範囲などを記載した「登記事項証明書」を取得することができます。

本人の判断能力が不十分になった場合

CHECK　本人の判断能力の低下を適切に判断するために･･･

適切な時期に任意後見監督人の選任申立てを行うためには、定期的に本人と接触しその生活状況や健康状況を把握しておくことが必要です。日ごろ本人と交流がない人が任意後見受任者になった場合、本人の判断能力の低下を見逃さないよう見守り契約を同時に契約するなど注意と工夫が必要です。

【見守り契約】（任意後見契約と併用）

支援する人が本人と定期的に面談や連絡を行い、本人の生活状況及び健康状態を把握して、任意後見の開始時期を判断してもらう契約です。任意後見契約と見守り契約を併用して利用することで、適切な時期に任意後見監督人の選任申立てができるようになります。任意後見が始まると本契約は終了します。

費用は、依頼する内容や人によって異なります。

【財産管理委任契約】

自分の財産の管理やその他の生活上の事務について、代理権を与える人を選び、具体的な管理内容を決めて委任するものです。

契約は、当事者間の合意のみで効力が生じ、開始時期や内容も自由に決めることができます。

財産管理委任契約は、判断能力の低下がない場合に利用できます。

費用は、依頼する内容や人によって異なります。

3 申立ての準備

●任意後見監督人の選任申立てに必要な準備をします

本人の判断能力が十分でなくなったときに、任意後見監督人選任の申立てをします。
なお、申立てをするにはあらかじめ本人の同意が必要です。ただし、本人がその意思を表示することができない場合は、この限りではありません。

【申立てをすることができる人】

- 本人、配偶者、4親等内の親族
- 任意後見受任者　など

【申立てに必要な書類】

1. 申立書
2. 親族関係図
3. 財産目録、本人収支表
4. 診断書・本人情報シート・鑑定連絡票
5. 戸籍謄本
6. 任意後見登記事項証明書
7. 任意後見契約公正証書の写し
8. 本人の財産や収支に関する資料
9. その他（印鑑等）

※任意後見監督人候補者がいる場合は、候補者の戸籍等が必要です
※戸籍謄本などは原則3か月以内に発行されたものが必要です。

【任意後見監督人選任申立ての際、家庭裁判所に納める費用】　5,540円

1. 収入印紙　800円
2. 登記嘱託手数料　1,400円
3. 郵便切手　3,340円

4 申立て・審問・調査

●任意後見監督人の選任申立てをします

本人が実際に住んでいるところ（住民票上の住所ではありません）を管轄する家庭裁判所に電話連絡し、事前に面接日の予約をします。

※名古屋家庭裁判所後見センターの場合（33ページ）

●受理面接（面談）

申立人、任意後見受任者、（出席が可能であれば）本人、監督人候補者等と面接を行い、申立書類の確認や状況の確認をします。

●審問・調査

家庭裁判所の調査官が、本人の状況など詳しい事情を関係者から聴取します。

5 審判・登記

●審判・確定

家庭裁判所が任意後見監督人を選任します（審判書が、申立人、本人、任意後見人、任意後見監督人に通知されます）。

●後見登記

審判確定後、家庭裁判所が東京法務局に後見登記の登録を依頼します。
確定から10日前後で登記完了の通知が来ます。

任意後見監督人が選任されたときから、任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見契約の内容に基づいて支援をします。
任意後見人の職務について、任意後見監督人を通じて家庭裁判所に報告します。

【公正証書遺言】

公正証書遺言は、公証役場にて遺言内容を公証人に口授し、公証人が証書を作成します。公証役場に出向くことが困難な場合は、公証人が出張して作成することも可能です。

また、遺言内容を確認する証人2人の立会いが必要ですが、適当な証人がいない場合は、公証役場で紹介してもらうこともできます。

証書の原本は公証役場に保管され、自筆証書遺言や秘密証書遺言のように家庭裁判所での検認は不要のためスムーズに遺産分割ができます。

死亡後に自分の希望を確実に試行してもらうために、遺言内容の手続きをすすめる「遺言執行者」を定めておくことが望まれます。

公正証書遺言を作成する場合の手数料は、相続財産の金額等によって異なります。

【死後事務委任契約】

成年後見人等や任意後見人の職務は、本人の死亡により終了します。

死後事務委任契約は、本人が亡くなったあとの諸手続き、葬儀、埋葬、家財の片づけなどの事務を第三者に委任するものです。

きちんと契約が履行されるために、公正証書にするのが望ましいと言われています。

費用は、依頼する内容や人によって異なります。

5 申立てに必要な書類一覧（チェックリスト）

種　類	名　称	
申　立　書　類	□診断書・鑑定連絡票（名古屋市愛護手帳　判定１度・２度、愛知県療育手帳　判定Ａの場合は不要） □本人情報シート □申立書・申立事情説明書 □代理行為目録・同意行為目録（保佐・補助の場合） □親族の意見書 ※本人の推定相続人の申立てに対する賛否の意見を記載する欄があるため確認する必要があります。 □財産目録（本人に相続予定物件がある場合は、相続財産目録も） □収支予定表 □親族関係図 □後見人等候補者事情説明書	
添　付　書　類	（本　人　の）	□戸籍謄本（全部事項証明書） ※本人と申立人の親族関係がわかる戸籍謄本が必要 □住民票（世帯）又は戸籍の附票 □登記されていないことの証明書
	（候　補　者　の）	□住民票（世帯）又は戸籍の附票
本人についての資料	【財産関係】	
	⑴不動産	□不動産登記事項証明書 □固定資産税評価証明書 （売却を予定している不動産については両方） （↑固定資産税納税通知書のコピーでも可）
	⑵預貯金	□通帳のコピー（過去1年分）　□証書のコピー　□その他
	⑶有価証券・株式	□証券（取引残高明細書）のコピー
	⑷保険	□保険証券のコピー
	⑸負債	□負債の具体的な内容を示す資料のコピー
	⑹収入	□年金通知のコピー　□確定申告書のコピー　□その他
	⑺支出	□医療費や施設利用料の領収書のコピー（直近1か月分） □税金・社会保険の納付通知書のコピー □請求書等のコピー　□その他
	【健康状態資料】	□介護保険被保険者証のコピー □愛護手帳のコピー □精神障害者福祉手帳のコピー □身体障害者手帳のコピー
裁判所に納める費用 （※令和６年10月1日改定時点。金額は変更される場合があります。）	□収入印紙 （申立費用）	後見・保佐・補助開始　800円 同意権付与800円　代理権付与800円
	□収入印紙 （登記嘱託費用）	2,600円
	□郵便切手 （審理中の通信費用。不足の場合、追加をお願いされることあり）	500円×2枚、350円×４枚、110円×14枚、50円×3枚、10円×10枚 （保佐・補助開始の場合、上記に加え必要）500円×２枚、110円×２枚
	□鑑定料（必要がある場合）	5～10万円程度
そ　の　他	□印鑑（認印で可。申立書に押印したものを持参）	

※名古屋家庭裁判所ホームページからダウンロードすることができます

申立書

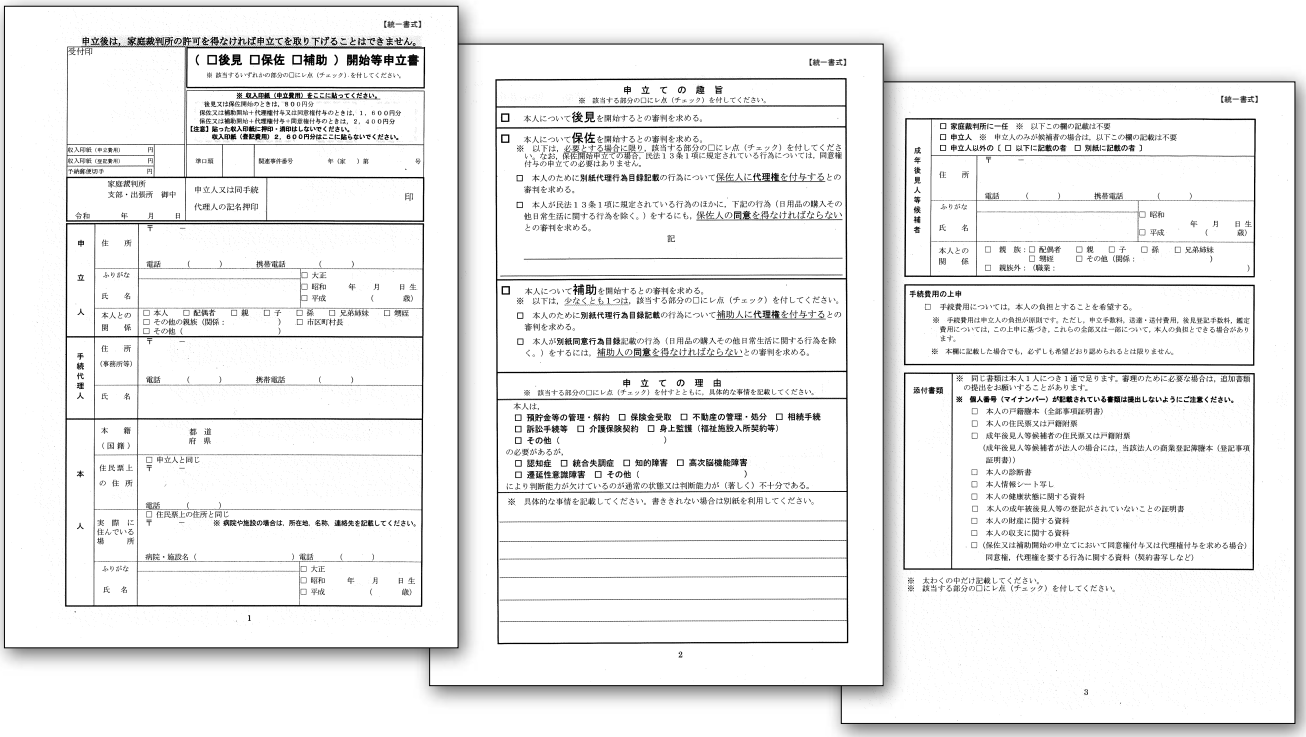

【統一書式】

申立後は，家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

（ □後見 □保佐 □補助 ）開始等申立書

※ 該当するいずれかの部分の□にレ点（チェック）を付してください。

※ 収入印紙（申立費用）をここに貼ってください。
後見又は保佐開始のとき，８００円分
保佐又は補助開始＋代理権付与又は同意権付与のとき，２，４００円分
【注意】貼った収入印紙に押印・消印はしないでください。
収入印紙（登記費用）２，８００円分はここに貼らないでください。

申立後の「申立ての趣旨」「申立ての理由」「成年後見人等候補者」「手続費用の上申」「添付書類」

財産目録

【統一書式】

財 産 目 録

令和　年　月　日　作成者氏名　　印

本人（　　）の財産の内容は以下のとおりです。

※ 以下の１から９までの財産の有無等について該当する□にチェックを付し，その内容を記載してください。

※ 以下の１から８までの財産に関する資料がある場合には，「資料」欄の□にチェックを付し，当該資料の写しを添付してください。また，財産目録との対応関係がわかるように，資料の写しには対応する番号を右上に付してください。（例：財産目録の「１預貯金・現金」の「No.２」の資料の写しであれば，資料の写しの右上に「財１－２」と付記してください。）

※ 財産の各記載欄が不足した場合には，この用紙をコピーした上で，「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

１ 預貯金・現金
□ 次のとおり □ 当該財産はない □ 不明

２ 有価証券等（株式，投資信託，国債，社債，外貨預金，手形，小切手など）
□ 次のとおり □ 当該財産はない □ 不明

６ 債権（貸付金，損害賠償金など）
□ 次のとおり □ 当該財産はない □ 不明

収支予定表

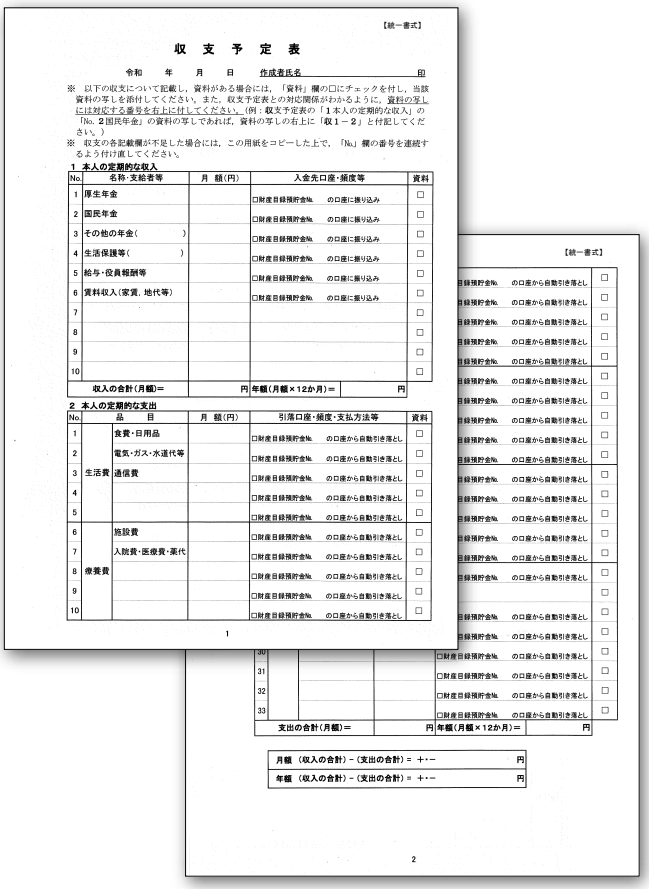

【統一書式】

収 支 予 定 表

令和　年　月　日　作成者氏名　　印

※ 以下の収支について記載し，資料がある場合には，「資料」欄の□にチェックを付し，当該資料の写しを添付してください。また，収支予定表との対応関係がわかるように，資料の写しには対応する番号を右上に付してください。（例：収支予定表の「１本人の定期的な収入」の「No.２国民年金」の資料の写しであれば，資料の写しの右上に「収１－２」と付記してください。）

※ 収支の各記載欄が不足した場合には，この用紙をコピーした上で，「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

１ 本人の定期的な収入

２ 本人の定期的な支出

6 成年後見制度にかかる費用・助成

成年後見申立てにかかる費用

① 申立費用

	名　　称	取得先	金　額
事前準備で必要な費用	本人の「戸籍謄本（全部事項証明書）」	本籍地市町村役場	450円
	本人の「住民票」又は「戸籍の附票」	住所地又は本籍地市町村役場	300円
	本人の「登記されていないことの証明書」	法務局	300円
	候補者の「住民票」又は「戸籍の附票」	住所地又は本籍地市町村役場	300円
	診断書	医療機関	3,000～5,000円程度
家庭裁判所に納める費用（※令和6年10月1日改定時点。金額は変更される場合があります。）	収入印紙（申立費用） 後見開始　800円 保佐・補助開始＋代理権付与　1,600円 補助開始＋同意権付与　1,600円 補助開始＋代理権付与＋同意権付与　2,400円		800～2,400円
	収入印紙（登記嘱託費用）		2,600円
	郵便切手 後見開始　4,190円 （500円×2枚、350円×4枚、110円×14枚、50円×3枚、10円×10枚） 保佐・補助開始　5,410円（上記に加え、500円×2枚、110円×2枚）		4,190～5,410円
	鑑定料（※鑑定省略の場合、鑑定料はかかりません。）		5～10万円程度

合計　約67,000円～

（鑑定がない場合　約17,000円）

※住民票や戸籍謄本発行手数料は市町村によって異なります。

※原則として、申立費用は申立人の負担となります。ただし、申立費用を本人負担とする旨を希望した場合、家庭裁判所が本人の負担とする審判をすることがあります。

② 申立ての代理及び申立書類作成委託料

本人や配偶者、4親等内の親族で申立てや申立書類の作成が困難な場合は、弁護士や司法書士に有料で依頼することもできます。ただし、依頼する弁護士・司法書士によって費用は異なりますので、依頼する弁護士・司法書士に事前にご確認ください。

上記①の「申立費用」は別途必要な場合もあります。

職　能	団　体　名	電話番号	内　容	費用の目安
弁護士	愛知県弁護士会「高齢者・障害者総合支援センター　アイズ」	203-2677	申立て手続き全ての代理	20万円～
司法書士	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部（愛知県司法書士会内）	683-6696	申立書類の作成及び提出の代行	10万円～

③ 後見人等に対する報酬

報酬は、成年後見人等がその職についてから約1年経過後に、家庭裁判所に「報酬付与の申立て」を行い審判で決定されます。

報酬額は、対象期間中の後見等の事務内容や被後見人等の財産の内容等を考慮して家庭裁判所が決定をし、本人の財産の中から支払われることになります。なお、成年後見人等が複数の場合は、分掌事務の内容に応じて按分されます。また、親族であっても報酬付与の申立てをすることはできますが、報酬を望まない場合は申立てをする必要はありません。

本人の財産状況から報酬を負担することが困難な場合は、「成年後見制度利用支援事業」の助成を受けることもできます。(21ページ参照)

任意後見人の報酬額や支払い方法は、法定後見制度と異なり、家庭裁判所ではなく任意後見契約の中で定められます。ただし、任意後見監督人については、家庭裁判所が審判によって報酬額を決定します。

名古屋市における市民後見人は、報酬付与の審判申立ては行わないことを前提としています。交通費や通信費など後見業務に要する実費は被後見人等の財産から支払われます。

成年後見人等の報酬額

★下記の金額はあくまでも目安であり、実際の金額は家庭裁判所が決定します。

【基本報酬】

管理財産の種類、事務の難易、監護の程度、事務の遂行状況により、報酬額を修正する場合があります。

ア. 成年後見人、継続管理行為を行っている保佐人・補助人

管理財産額	基本報酬額
1000万円未満	月額　1万～2万円
1000万円以上～5000万円未満	月額　2万5000円～3万円
5000万円以上	月額　4万～5万円

イ. 成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人

管理財産額	基本報酬額
5000万円未満	月額　1万～1万5000円
5000万円以上	月額　2万円

ウ. ア以外の保佐人・補助人、任意後見監督人

管理財産額	基本報酬額
―	月額　1万円

エ. 任意後見人

管理財産額	基本報酬額
―	本人との契約により決定

【付加報酬】

成年後見人等の後見等事務において、特別の権利の行使、権利の存否の確定や財産の換価等を行い、被後見人の財産を増加させた場合又は減少を免れた場合には、相当額の報酬を付加されることがあります。

(例) 訴訟、遺産分割調停、不動産の任意売却　など

成年後見申立てにかかる費用の立替・助成

民事法律扶助（費用の立替）

経済的にお困りの方については、日本司法支援センター（法テラス）において、申立費用や弁護士等への申立書作成委託料などの立替えを行う「民事法律扶助」の制度を利用できる場合があります。

日本司法支援センター　法テラス

■ 法テラス・サポートダイヤル　電話 0570−078374（おなやみなし）（月～金曜日9:00～21:00　土曜日9:00～17:00）

■ 法テラス愛知　電話 0570−078341（月～金曜日 9:00～17:00、祝日を除く）

住所 名古屋市中区栄四丁目1番8号　栄サンシティービル15階

成年後見制度利用支援事業（申立費用・報酬助成）

本人等の財産状況から申立費用や後見人等報酬を負担することが困難な場合に、これらの費用を助成することで、成年後見制度の利用促進を図る事業です。

助成区分／要件区分	審判請求費用の助成	後見人等の報酬の助成
申請者	◎**申立人**	◎**被後見人等**（後見人等の代理申請が可能）
申請時期	後見等開始審判の確定後	報酬付与の審判決定後
助成対象となる経費	◎**申立費用** ①申立手数料（収入印紙代） ②登記手数料（収入印紙代） ③郵便切手代 ④鑑定費用 ⑤申立書の添付書類の取得費用 （診断書や戸籍謄本など申立書の添付書類の取得に要した費用） ＊①～④は家庭裁判所に実際に支払った費用	◎**後見人等の報酬** ◎**後見監督人等の報酬** ◎**後見業務に要した交通費等の必要経費の実費** ＊家庭裁判所が審判した額（上限は、後見人等、後見監督人等1人あたり月額28,000円） ＊後見人等及び後見監督人等が親族（本人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹）である場合は助成対象となりません。
助成対象となる要件	被後見人等（審判請求費用の助成の場合には、被後見人等及び申立人）が下記の（1）から（3）のいずれかに該当する場合に助成の対象となります。 （1）生活保護を受給している方 （2）中国残留邦人等支援給付を受給している方 （3）以下の①から④のすべてに該当する方（世帯） ①市町村民税非課税世帯 ②世帯の年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下 ③世帯の預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下 ④世帯員が居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない	
申請先・問合せ先	お住まいの区の区役所福祉課（29ページ参照）	

Ⅲ

市民後見人とは

市民後見人とは、養成の流れ

市民後見人の受任事案の想定、支援・監督

市民後見人の活動・声

（参考）専門職が選任された事例

“市民後見人”とは？

名古屋市成年後見あんしんセンターでは、認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が十分でない方を身近な地域で支援する「市民後見人」の養成をしています。

★市民後見人とは、親族以外の市民による後見人のことです。
★市民後見人は、弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約など本人を代理して行います。
★市民後見人は、市民感覚を生かしたきめ細やかな後見活動ができ、地域における支えあい活動に主体的に参画する人材として期待されています。
★名古屋市においては、市民後見人はセンターが主催する「市民後見人候補者養成研修」を受講し、「市民後見人候補者バンク」に登録後、家庭裁判所からの選任を受け後見人としての活動が始まります。
★市民後見人が適切な後見業務が行えるよう名古屋市社会福祉協議会が成年後見監督人に就任し、市民後見人の活動を支援しています。
★名古屋市における市民後見人は、無報酬で活動しています。ただし、交通費や通信費など後見業務に要する実費は被後見人の資産から支払われます。

●市民後見人候補者養成の流れ

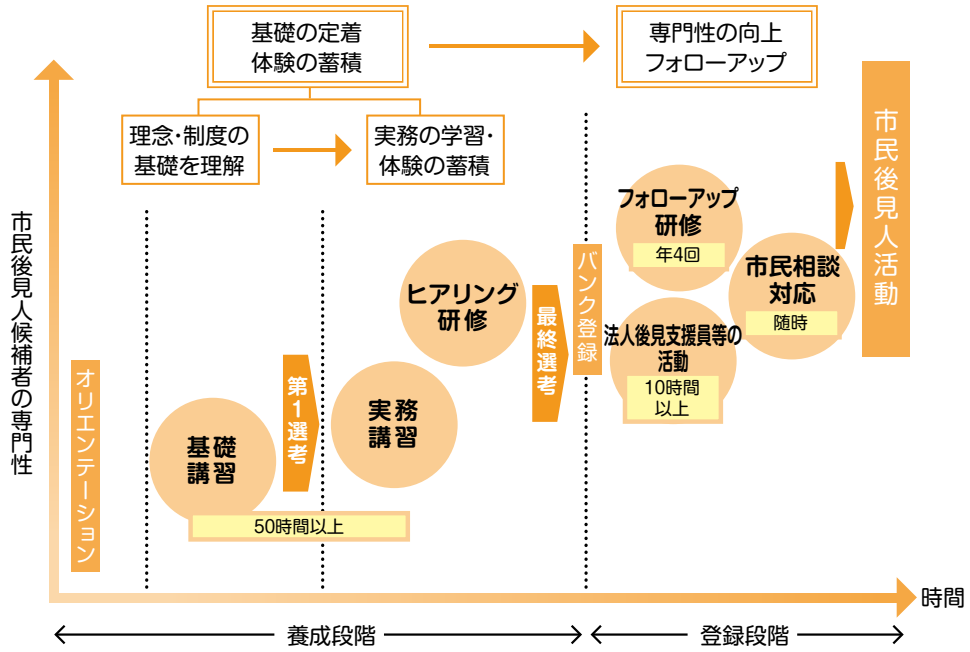

約半年間の養成研修を受講後、選考の上、市民後見人候補者バンクに登録します。
登録後も生活援助員等の活動や継続したフォローアップ研修を受講し、さらに専門性を高めます。

●市民後見人の受任事案の想定

項　目	本　人　状　況
資産状況	高額な財産は所有せず、また多額の債務もないもの
居住状況	安定的な居住（在宅・施設）が確保されているもの
生活状況	身上保護上、困難性がなく、見守りが中心なもの
親族状況	親族がいる場合には、親族間の紛争等がないもの
支援体制	ケアマネジャー等、本人を支援するキーパーソンがおり、主体的な関わりがあるもの

あんしんセンター職員が本人や関係機関と面談し状況確認のうえ、市民後見人受任が適当か判断する市民後見人サポート委員会で最終的に判断をします。

“市民後見人”への支援・監督

社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会
（名古屋市成年後見あんしんセンター）

監　督

●後見監督人へ就任
・重要行為への同意
・財産目録作成の立ち会い
・急迫時の後見活動代理
・管理計算の立ち会い　等

●きめ細かい監督体制
・定期的な報告体制により、活動内容をチェック
・日常の金銭管理や支援経過等独自の様式により記録の重視を徹底

市民後見人

支　援

●専門職・センター職員による相談体制
●24時間体制
●マニュアルの作成
●貸金庫提供
●フォローアップ研修
●保険加入
●関係機関との連携時における調整等実務的な支援

市民後見人の養成をした社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会（名古屋市成年後見あんしんセンター）が成年後見監督人に就任し、監督をすると同時に市民後見人の活動を支援します。

“市民後見人”の活動・声

●在宅生活から医療機関・施設入所へつないだ事例

本人の状況　：　認知症高齢者　　申立人　：　名古屋市
成年後見人　：　市民後見人　　成年後見監督人　：　名古屋市社会福祉協議会

ご本人は長く自宅でひとり暮らしをしてきましたが、認知症状が見られるようになり、生活費の管理もできなくなっていました。

支援が必要な状況でしたが、判断能力の低下から介護保険サービスの利用を拒み、地域の方の差し入れなどで何とか生活を維持していましたが、徘徊も見られるようになり医療機関の受診や施設入所の検討が必要になりました。

市民後見人が選任され、入院の手続きや施設の申込み及び契約手続きを行い、現在は特別養護老人ホームで落ち着いた生活をされています。

入所後も、週1回程度施設で本人と面談し、施設利用料の支払い、ケアプランの確認・同意などの後見業務を行っています。

【市民後見人の声】
ご本人の変化に気づけるよう週１回施設を訪問しています。ご本人の希望を施設の職員の方に伝えたり、必要なものはないかなど確認をしています。

●日常生活自立支援事業の利用が困難で成年後見へつながった事例

本人の状況　：　認知症高齢者　　申立人　：　名古屋市
成年後見人　：　市民後見人　　成年後見監督人　：　名古屋市社会福祉協議会

ご本人は介護保険サービスを利用しながら、ひとり暮らしをしています。認知症による判断能力の低下から、通帳・印鑑の紛失やキャッシュカードの暗証番号を忘れ、生活費の出金ができなくなる等金銭管理に支障をきたしていました。

支援者は日常生活自立支援事業の利用も検討しましたが、契約能力が不十分であったことと本人が利用意向を示すことができなかったため、成年後見制度の申立てを行うことになりました。

市民後見人が選任され、通帳の再発行手続きを行い、週1回生活費をこまめに届けています。

ケアマネジャーを始め、ヘルパー等と連携し、見守りを中心とした後見業務を行っています。

【市民後見人の声】
住み慣れた地域で長く暮らせるように、少しでもお手伝いができたらと思って市民後見人になりました。
責任の重い活動ですが、ご本人の思いに寄り添って活動したいと思っています。

●高齢になった支援者から支援を引き継いだ事例

本人の状況　：　知的障害者　　申立人　：　名古屋市
成年後見人　：　市民後見人　　成年後見監督人　：　名古屋市社会福祉協議会

ご本人は知人が親代わりとなり入所の契約や金銭管理等の支援を受けながら、施設で生活をしてこられました。支援者である知人も高齢になり、健康に不安がみられるようになったため、本人の代理人として継続した支援ができる成年後見人が必要となりました。

市民後見人が選任され、知人から金銭管理を引継ぎ、週1回程度施設で本人と面談し、長年の支援者である知人と役割分担をしながら、被後見人の支援をしています。

【市民後見人の声】
意思表明が難しい方ですが、ただ黙ってそばにいることだけでもいいと思って訪問を続けています。手を握ってコミュニケーションをとったり、歌を歌ったりしています。

●在宅生活をネットワークの一員となって支援した事例

本人の状況　：　認知症高齢者　　申立人　：　名古屋市
成年後見人　：　市民後見人　　成年後見監督人　：　名古屋市社会福祉協議会

ご本人は在宅でひとり暮らしをしていますが、認知症により短期記憶の低下が見られ、通帳を紛失し再発行等の手続きを自分ですることもできず、年金が全く出金できない状態でした。

食事も思うようとれておらず、衰弱していましたが、生活保護費を一時的に現金で受け取り、ケアマネジャーやヘルパーが関わることにより生活が維持されていました。現在は、市民後見人が適切に金銭管理を行っています。また、市民後見人が週1回訪問し、支援者の一員として見守りを続けています。

【市民後見人の声】
どんなときも「本人の立場になって考える」ことを心がけています。
同じ地域で暮らす市民ならではのメリットも生かし、その方らしく暮らせるように、人生の伴走者として寄り添いたいと思っています。

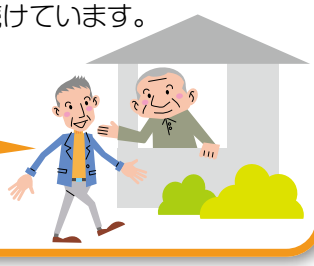

●家財処分・居住用不動産処分を支援した事例

本人の状況　：　認知症高齢者　　申立人　：　名古屋市
成年後見人　：　市民後見人　　成年後見監督人　：　名古屋市社会福祉協議会

ご本人は認知症の進行が見られ、在宅でのひとり暮らしが困難な状況になり、特別養護老人ホームに措置入所しました。その後、成年後見人として市民後見人が選任され、契約による入所になりました。自宅のアパートがそのままになっていたため、家庭裁判所の許可を得て、家財処分や賃貸借契約の解約を行いました。家財処分の際、ご本人の写真や趣味の道具などは処分せず、施設訪問時に持参し、本人と写真を見ながら会話をしています。

【市民後見人の声】
もの忘れや判断能力の低下があっても、その時その時を笑って過ごせるように、ご本人に面会する時間を大切にしています。

専門職が選任された事例

●弁護士が成年後見人に選任された事例

80代の認知症の女性。ひとり暮らしをしていましたが、本人の年金は近くに住む息子が管理をしており、息子の生活費にも充てられていました。また、本人が理解できない状態で息子が年金担保による借入れをさせていることもわかりました。

支援者は長男に働きかけ、ヘルパーや配食サービス、日常生活自立支援事業による金銭管理サービス等を導入し、本人の生活を支援してきましたが、息子により通帳の再発行が行われ、新たに年金担保による借入れがされていることが発覚しました。

日常生活自立支援事業での支援の範囲を超えており、経済的な虐待により本人の生活が困難な状況であると判断し、緊急ショートにより本人を保護。併せて市長申立てを行うことになりました。

経済的虐待による親族との調整も必要なことから弁護士が成年後見人に選任されました。

●弁護士が保佐人に選任され、日常生活自立支援事業と併用した事例

60代軽度の知的障害の男性。以前は自宅で母と二人で暮らしていましたが、母が高齢になり特別養護老人ホームに入所してからは、市内のケアホームに入所し、日常生活自立支援事業による金銭管理サービスを利用しながら生活していました。

特別養護老人ホームに入所していた母が亡くなり、相続手続きや今後自宅の維持が困難なことから売却も含めて検討する必要が出てきました。

本人は日常生活自立支援事業を利用していますが、相続手続きや不動産の売却等については日常生活自立支援事業の支援の範囲を超えるものであるため、成年後見の申立てが必要と判断されました。

また、申立てにあたっては、母以外に親族はなく、本人申立ては困難であるという判断から、市長申立てを行うことになりました。

相続手続きや自宅の売却については弁護士が保佐人に選任され対応することになりました。

日常的な金銭管理については、以前から日常生活自立支援事業を利用しており、担当者と本人との信頼関係も築かれていたため、引き続き日常生活自立支援事業で対応することになりました。

●司法書士が高齢の親族と複数で成年後見人に選任された事例

80歳代のご本人は、40歳代の知的障害がある娘が一人おり、昨年、妻を亡くしました。

自分がしっかりしている間は、自分が娘の面倒をみていきたいと思っていますが、自分の亡き後、または自分が認知症等になってしまった場合、娘のことが心配であるとのことでした。

また、近くに親族はおらず、頼れる方がいない状態でした。

娘さんについて、後見の開始申立てをし、父親である本人と司法書士が複数で後見人となりました。父親の判断能力が十分な間は主に父親が後見業務を行い、万一、父親が亡くなられた場合には、司法書士が引き続き後見業務を行っていくこととし、また、父親が認知症となってしまった場合に備えて、ご本人は司法書士と任意後見契約を締結しました。

●親族間の紛争により、司法書士が成年後見人に選任された事例

75歳の認知症のご本人は長男家族と同居していましたが、昨年ご主人を亡くし、遺産相続をする必要がありました。ご本人には認知症があり、銀行での手続きや不動産の名義変更等ができず、遺産分割に支障があったため、長男が成年後見を申立てることになりました。

長男は自分を後見人の候補者にして申立てをしましたが、ご本人には3人子どもがあり、他の兄弟は、亡父の介護を巡って意見が対立していたことや、長男が母の財産を流用していると不審に思っており、長男が後見人になることに反対の意思を表明したため、家庭裁判所は第三者として司法書士を後見人に選任しました。

●社会福祉士が保佐人に選任された事例

精神障害を患う60代男性。ひとり暮らしをしており、定期的に精神科に通院し、デイケアに通いながら生活をしていました。

生活費の管理は自分でしていましたが、病状が不安定になることがあり、病状によっては生活費の管理も難しくなり、また本人に不利益な契約をしてしまうことが度々ありました。

本人の病状に合わせた保佐が必要であり、身上保護について、専門的知識を有する社会福祉士が保佐人に選任されました。

●社会福祉士が成年後見人に選任された事例

本人は結婚歴もなく、長くひとり暮らしをしていましたが、認知症状が見られるようになり、低栄養・脱水状態から外出も思うようにできなくなっていました。

見かねた大家が食事を差し入れしていましたが、民生委員からいきいき支援センターに相談があり、ケアマネジャーも介入しました。

介護保険サービスの利用を開始したところ、体力は回復しましたが、幻聴や介護サービス拒否もみられ、判断能力の低下も著しく、金銭管理や各種契約行為ができない状態でした。

年金や預金があることは把握できましたが、口座を動かすことができないため、一時的に生活保護の現金支給を受け、生活を維持しており今後の金銭管理や介護サービス・施設等の契約のため、後見人が必要と判断されました。本人の認知症状から特に身上保護に配慮する必要があったため、成年後見人として社会福祉士が選任されました。

●社会福祉士が親族の後任として成年後見人に選任された事例

知的障害がある50代女性。自宅で母親と同居し、作業所に通所しながら生活をしていました。

以前から母が成年後見人に選任されており、金銭管理や契約等はすべて成年後見人の母親が行っていましたが、高齢になり、介護を受けなければいけない状態となりました。

成年後見人としての金銭管理やその他後見業務を行うことが困難になっており、成年後見人として必要な家庭裁判所への報告書類の提出も思うようにできなくなっていました。

母は成年後見人を辞任し、後見業務は日常的な年金管理と、身上保護が中心であったため、後任の成年後見人として社会福祉士が選任されました。

Ⅳ

参 考 資 料

成年後見制度に関する相談・問合せ

成年後見制度と日常生活自立支援事業の概要

成年後見制度に関する相談・問合せ

成年後見制度に関する相談・市民後見人に関すること

■ 名古屋市成年後見あんしんセンター（平日9:00～17:00）　電話:052-856-3939

成年後見制度の申立て手続き・申立てセットの取得に関すること

■ 名古屋家庭裁判所後見センター　名古屋市中区三の丸1-7-1　電話:052-223-2015

■ 裁判所ホームページ（名古屋家庭裁判所）　http://www.courts.go.jp/nagoya-f/saiban/index.html

後見登記に関すること

■ 名古屋法務局　名古屋市中区三の丸2-2-1　名古屋合同庁舎第1号館　電話:052-952-8111（代表）

■ 東京法務局後見登録課　東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎4階　電話:03-5213-1360

■ 東京法務局ホームページ（成年後見登記）http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/frame.html

成年後見申立手続き支援に関すること

■ 愛知県弁護士会「高齢者・障害者総合支援センターアイズ」　電話:052-203-2677

■ 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部（愛知県司法書士会内）　電話:052-683-6696

後見人等候補者の紹介に関すること

■ 愛知県弁護士会「高齢者・障害者総合支援センターアイズ」　（平日10:00～16:00）　電話:052-203-2677

■ 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部（愛知県司法書士会内）（平日10:00～15:00）　電話:052-683-6696

■ 愛知県社会福祉士会「愛知ぱあとなあセンター」　（平日10:00～17:00）　電話:052-202-3155

任意後見制度・公正証書遺言等に関する相談・手続きに関すること

■ 葵町公証役場　名古屋市東区代官町35-16　第一富士ビル3階　電話:052-931-0353（代表）

■ 熱田公証役場　名古屋市熱田区神宮4-7-27　宝ビル18号館2階　電話:052-682-5973

■ 名古屋駅前公証役場　名古屋市中村区名駅南1-17-29　広小路ESビル7階　電話:052-551-9737

申立て費用等の立替えに関すること

■ 日本司法支援センター　法テラス

法テラス・サポートダイヤル:0570-078374　（平日9:00～21:00　土9:00～17:00）

法テラス愛知　電話:0570-078341　（平日9:00～17:00、祝日を除く）

名古屋市中区栄四丁目1番8号　栄サンシティービル15階

日常生活自立支援事業に関すること

■ 名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター

千種・東・北・守山区にお住まいの方は	北部事務所	電話:052-919-7584
瑞穂・熱田・港・南区にお住まいの方は	南部事務所	電話:052-678-3030
昭和・緑・名東・天白区にお住まいの方は	東部事務所	電話:052-803-6100
西・中村・中・中川区にお住まいの方は	西部事務所	電話:052-433-6580

区役所・保健センター

対　象	高齢者（認知症）	知的障害者	精神障害者
区役所・支所・保健センター	区役所福祉課・支所区民福祉課	区役所福祉課・支所区民福祉課	保健センター保健予防課
千種	753-1834	753-1844	753-1981
東	934-1193	934-1181	934-1218
北	917-6531	917-6516	917-6552
(楠)	901-2269	901-2274	
西	523-4596	523-4585	523-4618
(山田)	501-4975	501-4975	
中村	433-2915	433-2932	433-3093
中	265-2321	265-2322	265-2264
昭和	735-3912	735-3893	735-3964
瑞穂	852-9394	852-9384	837-3241
熱田	683-9405	683-9407	683-9683
中川	363-4415	363-4403	363-4461
(富田)	301-8376	301-8378	
港	654-9692	654-9718	651-6509
(南陽)	301-8345	301-8345	
南	823-9411	823-9392	614-2814
守山	796-4605	796-4584	796-4624
(志段味)	736-2192	736-2193	
緑	625-3957	625-3956	891-3621
(徳重)	875-2207	875-2207	
名東	778-3009	778-3092	778-3114
天白	807-3887	807-3882	807-3917

成年後見制度に関する相談・問合せ

高齢者の相談窓口（いきいき支援センター（地域包括支援センター））

区	名　称	所　在　地	電話番号 (FAX番号)	担当地域 (小学校区名)
千種	千種区東部 いきいき支援センター	千種区桜が丘11-1 ソフィアビル1階	781-8343 (781-8346)	上野、自由ヶ丘、大和、千代田橋、東山、富士見台、星ヶ丘、宮根
	分　室	千種区宮根台一丁目4-24 山内ビル1階	726-8944 (726-8966)	
	千種区西部 いきいき支援センター	千種区西崎町二丁目4-1 千種区在宅サービスセンター内	763-1530 (763-1547)	内山、千石、高見、田代、千種、春岡、見付
東	東区 いきいき支援センター	東区泉二丁目28-5 東区在宅サービスセンター内	932-8236 (932-9311)	区内全域
	分　室	東区矢田四丁目5-11 レジデンスアロー1階	711-6333 (711-6313)	
北	北区東部 いきいき支援センター	北区平安二丁目1-10 第5水光ビル2階	991-5432 (991-3501)	飯田、城北、杉村、辻、東志賀、宮前、名北、六郷、六郷北
	北区西部 いきいき支援センター	北区清水四丁目17-1 北区在宅サービスセンター内	915-7545 (915-2641)	味鋺、大杉、川中、金城、楠、楠西、光城、清水、西味鋺、如意
	分　室	北区中味鋺三丁目414	902-7232 (902-7233)	
西	西区北部 いきいき支援センター	西区市場木町157 パークサイドなかしま1階	505-8343 (505-8345)	浮野、大野木、中小田井、比良、平田、比良西、山田
	西区南部 いきいき支援センター	西区花の木二丁目18-1 西区在宅サービスセンター内	532-9079 (532-9020)	稲生、榎、上名古屋、児玉、栄生、城西、庄内、なごや、枇杷島、南押切
	分　室	西区菊井二丁目2-3 アーバネス菊井ビル2階	562-5775 (562-5776)	
中村	中村区北部 いきいき支援センター	中村区名楽町四丁目7-18 中村区在宅サービスセンター内	486-2133 (483-2140)	稲西、稲葉地、諏訪、豊臣、中村、日比津、ほのか
	分　室	中村区稲葉地本通一丁目3 魚住稲葉地ビル西号室	412-3030 (412-3110)	
	中村区南部 いきいき支援センター	中村区豊国通一丁目14	483-6866 (483-6867)	岩塚、米野、笹島、千成、八社、日吉、牧野、柳
中	中区 いきいき支援センター	中区上前津二丁目12-23 中区在宅サービスセンター内	331-9674 (331-6001)	区内全域
	分　室	中区栄四丁目1-8 中区役所地下2階	262-2265 (262-2275)	
昭和	昭和区東部 いきいき支援センター	昭和区滝川町33 いりなかスクエア3階	861-9335 (861-9336)	伊勝、川原、滝川、広路、八事
	昭和区西部 いきいき支援センター	昭和区御器所三丁目18-1 昭和区在宅サービスセンター内	884-5513 (883-2231)	御器所、松栄、白金、鶴舞、吹上、村雲
	分　室	昭和区阿由知通四丁目7 グローバル御器所2C	852-3355 (852-3344)	
瑞穂	瑞穂区東部 いきいき支援センター	瑞穂区佐渡町三丁目18 瑞穂区在宅サービスセンター内	858-4008 (842-8122)	汐路、豊岡、中根、弥富、陽明
	分　室	瑞穂区洲山町二丁目21 啓徳名古屋南ビル1階	851-0400 (851-0410)	
	瑞穂区西部 いきいき支援センター	瑞穂区堀田通一丁目18 シティアーク1階	872-1705 (872-1707)	井戸田、高田、穂波、堀田、瑞穂、御劔

区	名　称	所　在　地	電話番号 (FAX番号)	担当地域 (小学校区名)
熱田	熱田区 いきいき支援センター	熱田区神宮三丁目1-15 熱田区在宅サービスセンター内	671-3195 (671-1155)	区内全域
	分　室	熱田区大宝三丁目6-26 シャンボール日比野1階	682-2522 (682-2505)	
中川	中川区東部 いきいき支援センター	中川区八幡本通二丁目27 コーポ中野1階	354-8343 (354-8341)	愛知、篠原、昭和橋、玉川、露橋、常磐、中島、西中島、広見、八熊、八幡
	中川区西部 いきいき支援センター	中川区小城町一丁目1-20 中川区在宅サービスセンター内	352-8258 (353-5879)	赤星、荒子、五反田、正色、千音寺、戸田、豊治、長須賀、西前田、野田、春田、万場、明正
	分　室	中川区春田四丁目119 プリマヴェーラ1階	364-7273 (364-7271)	
港	港区東部 いきいき支援センター	港区港楽二丁目6-32 港区在宅サービスセンター内	651-0568 (651-1167)	稲永、大手、港楽、成章、東海、中川、西築地、野跡、東築地
	港区西部 いきいき支援センター	港区寛政町六丁目40	381-3260 (381-3261)	小碓、港西、正保、神宮寺、高木、当知、南陽、西福田、福田、福春、明徳
	分　室	港区知多二丁目2215 レーブエル1階	309-7411 (309-7412)	
南	南区北部 いきいき支援センター	南区桜台一丁目1-25 桜ビル1階	811-9377 (811-9387)	大磯、春日野、菊住、桜、伝馬、道徳、豊田、明治、呼続
	分　室	南区明治二丁目32番14号 氷室AKマンション1階	698-7370 (698-7380)	
	南区南部 いきいき支援センター	南区前浜通三丁目10 南区在宅サービスセンター内	819-5050 (819-1123)	笠寺、柴田、大生、宝、千鳥、白水、宝南、星崎、笠東
守山	守山区東部 いきいき支援センター	守山区小幡南一丁目24-10 守山区在宅サービスセンター内	758-2013 (758-2015)	天子田、大森、大森北、小幡、吉根、志段味西、志段味東、下志段味、苗代、本地丘、森孝西、森孝東
	分　室	守山区吉根南1401	736-0080 (736-0081)	
	守山区西部 いきいき支援センター	守山区瀬古東二丁目411	758-5560 (758-5582)	小幡北、白沢、瀬古、鳥羽見、西城、廿軒家、二城、守山
緑	緑区北部 いきいき支援センター	緑区鳴子町一丁目7-1 緑区在宅サービスセンター内	899-2002 (891-7640)	旭出、浦里、大清水、片平、神の倉、熊の前、黒石、小坂、常安、滝ノ水、戸笠、徳重、長根台、鳴子、鳴海東部、桃山
	分　室	緑区徳重五丁目625 アーバニティ幸1階	877-9001 (877-8841)	
	緑区南部 いきいき支援センター	緑区左京山3038	624-8343 (624-8361)	相原、有松、大高、大高北、大高南、桶狭間、太子、鳴海、南陵、東丘、平子、緑
名東	名東区北部 いきいき支援センター	名東区上社一丁目802 名東区在宅サービスセンター内	726-8777 (726-8776)	猪高、猪子石、香流、北一社、引山、藤が丘、平和が丘、本郷、豊が丘、蓬来
	分　室	名東区明が丘124-2 ami ami annex 2階	771-7785 (771-7702)	
	名東区南部 いきいき支援センター	名東区にじが丘二丁目7 アーバンラフレ虹ヶ丘西2号棟	720-6121 (720-5400)	梅森坂、上社、貴船、極楽、高針、西山、前山、牧の原、名東
天白	天白区東部 いきいき支援センター	天白区原一丁目301原ターミナルビル3階 天白区在宅サービスセンター内	809-5555 (385-8451)	相生、植田、植田北、植田東、植田南、たかしま、原、平針、平針北、平針南
	分　室	天白区原五丁目1303 三和シャトー1階	808-5400 (808-5322)	
	天白区西部 いきいき支援センター	天白区大坪二丁目604 なんでも相談処八福2階	839-3663 (839-3665)	大坪、表山、天白、野並、八事東、山根

成年後見制度に関する相談・問合せ

■ 障害者の相談窓口（障害者基幹相談支援センター）

名　称		所　在　地	電話番号 （FAX番号）
千種区障害者基幹相談支援センター		千種区高見一丁目20-2 MNビル3階	753-3567 （753-3568）
東区障害者基幹相談支援センター		東区矢田五丁目1番17号 FLAT HACHIROKU3階	325-6193 （325-6203）
北区障害者基幹相談支援センター		北区田幡一丁目11-31	910-3133 （916-3665）
西区障害者基幹相談支援センター	本部	西区中小田井五丁目38	504-2102 （502-5806）
	サテライト	西区浄心一丁目1-6 シティ・ファミリー浄心101号	528-3166 （528-3266）
中村区障害者基幹相談支援センター		中村区豊国通三丁目10	462-1500 （462-9640）
中区障害者基幹相談支援センター		中区富士見町4番31号 エクラン上前津1階	253-5855 （253-5856）
昭和区障害者基幹相談支援センター	本部	昭和区御器所通二丁目25-2	741-8800 （741-8930）
	サテライト	昭和区松風町二丁目28 ノーブル千賀1階	841-6677 （841-6622）
瑞穂区障害者基幹相談支援センター		瑞穂区北原町3丁目2番地 ジュネス瑞穂1階	680-7111 （680-7626）
熱田区障害者基幹相談支援センター		熱田区新尾頭一丁目6番10号 第15フクマルビル1階	228-3630 （228-3631）
中川区障害者基幹相談支援センター		中川区上高畑一丁目2番地	354-4521 （354-2201）
港区障害者基幹相談支援センター		港区港栄一丁目1-22 港栄店舗104号	653-2801 （651-7477）
南区障害者基幹相談支援センター		南区西桜町31番地	883-9257 （883-9259）
守山区障害者基幹相談支援センター	本部	守山区桜坂四丁目111	737-0221 （736-0572）
	サテライト	守山区鳥羽見三丁目17-4	791-2170 （778-8170）
緑区障害者基幹相談支援センター		緑区鹿山三丁目17	892-6333 （892-6336）
名東区障害者基幹相談支援センター		名東区社台三丁目109 第九ヤマケンビル2階	739-7524 （739-5330）
天白区障害者基幹相談支援センター	本部	天白区原二丁目3511 ルミエール原1階	804-8587 （804-8585）
	サテライト	天白区原一丁目301番地 原ターミナルビル309号	715-9116 （715-9119）

名古屋家庭裁判所　後見センター

〒460-0001　名古屋市中区三の丸1-7-1（1階）	電話番号　052-223-2015（直通）

	手続案内（申立セット受取）※予約不要	受理面接（申立書提出後）※事前予約制
実施日	月～金（※祝日･年末年始を除く）	月～金（※祝日･年末年始を除く）
実施時間	午前９時～午後５時の間に実施しています。 （終了時刻に間に合うように時間に余裕をもってお越しください）	午前９時３０分～、午後１時１０分～、 午後３時１０分～
内容 必要な時間	一般的な手続の流れ（ビデオ視聴）、必要となる書類について案内（約30分）	申立人･後見人候補者などの方から、お話をおうかがいし、申立書類の確認や状況の確認をします。（約1～2時間）

名古屋法務局（登記されていないことの証明書の取得等）

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-2-1　名古屋合同庁舎第1号館	電話番号　052-952-8111

［付近案内図］

交通案内

地下鉄名城線「名古屋城」駅　⑤番出口から西へ徒歩10分
地下鉄鶴舞線･桜通線「丸の内」駅　①番出口から北へ徒歩10～15分
市営バス（名駅14系統）「名城病院」バス停から西へ徒歩5分
市営バス（幹名駅1系統）「外堀通（西）」バス停から北へ徒歩5分

成年後見制度と日常生活自立支援事業の概要

	成年後見制度		日常生活自立支援事業
	法定後見制度	任意後見制度	
概　要	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の、財産管理や身上保護等を成年後見人等が行うことで、本人の意思を尊重し、法律面や生活面で支援する。	十分な判断能力がある人が、将来判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人に財産管理や身上保護等について代理権を与える契約を公正証書によって締結する。	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等の援助を行うことにより、自立した地域生活を送れるよう支援する。
所管庁	厚生労働省、法務省	厚生労働省、法務省	厚生労働省
法的根拠	民法、家事事件手続法等	任意後見契約に関する法律	社会福祉法、厚生労働省通知等
対象者	精神上の障害により判断能力が 欠く状態にある人＝後見 著しく不十分な人＝保佐 不十分な人　　＝補助	判断能力が十分な人	精神上の理由により判断能力が不十分な人（契約ができる程度） ※手帳等の保持者に限らない
支援者	成年後見人・保佐人・補助人 （必要に応じ監督人を選任） ※複数可	任意後見人（申立てにより任意後見監督人が選任されると権限が与えられる）	名古屋市社会福祉協議会（障害者・高齢者権利擁護センター）職員及び法人の履行補助者として生活援助員
手　続	家庭裁判所に申立て （本人、配偶者、4親等以内の親族、検察官、市町村長等） ※本人の同意 後見・保佐＝不要　補助＝必要 家庭裁判所による後見人等の選任	公証役場にて本人と任意後見受任者が任意後見契約を締結 本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立て（本人、配偶者、4親等以内の親族、任意後見受任者）	障害者・高齢者権利擁護センターに相談・申込み （本人、関係者・機関、家族等） 本人と社会福祉協議会との契約
意思能力の確認・審査や鑑定・診断	医師の鑑定書・診断書、本人情報シートを家庭裁判所に提出	医師の診断書を家庭裁判所に提出	契約の能力・意思・サービスの必要性について月1回サービス調整会議で審査・確認
契約の解除・取下げ	いったん申立てをすると、家庭裁判所の許可がないと取下げできない。 成年後見人等が選任されてからは、本人の判断能力が回復しない限り、本人が死亡するまで責任を負う。	本人の意思によって契約を解除する場合は、公証人の認証が必要。 変更する場合は、公正証書による。	本人の意思によって契約を終了することができる。
支援方法	○財産管理に関する法律行為 ○身上保護に関する法律行為 ◆代理権 後見……　原則としてすべての法律行為 補助・保佐…　申立ての範囲内で与えられた法律行為 ◆同意権・取消権 後見…　日常生活に関する行為以外の行為 保佐…　民法13条第1項に定める所定の行為 補助…　家裁が定める「特定の法律行為」	○任意後見契約で締結している事務 ◆代理権 任意後見人が、任意後見契約で定められた事務の一部又は全部について、代理権を行使して事務を行う。 ◆同意権・取消権はない。 ※本人の意思を尊重するため、任意後見は法定後見に優先する。	○金銭管理サービス ●預貯金通帳の入出金 ●公共料金・福祉サービス利用料等の支払い ○財産保全サービス ●通帳や証書など重要な書類の保管 ○福祉サービスの利用援助 ○相談事業 ●生活相談 ●法律相談（要予約）
費　用	○申立費用（申立人負担） 登記手数料、鑑定費用　等 ○成年後見人等、監督人に対する報酬費用（本人の財産から負担） ※金額は家庭裁判所が決定 ○後見の事務に関する費用（本人の財産から負担）	○公正証書作成費用 手数料、印紙代等 ○任意後見人等への報酬 ※金額は契約の内容により決定	○契約締結までは無料 ○契約後の援助は利用者負担 金銭管理サービス　1回1,000円 財産保全サービス　月額250円
費用の減免又は助成	成年後見制度利用支援事業による助成	な　し	生活保護受給者は無料（公費補助）

平成26年4月　第1版発行
平成28年8月　第2版発行
平成30年4月　第3版発行
令和２年4月　第4版発行
令和５年3月　第5版発行（1,500部）
令和７年9月　第6版発行（1,500部）

発　行／名古屋市成年後見あんしんセンター・名古屋市

編　著／名古屋市市民後見推進検討会

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
名古屋市成年後見あんしんセンター

〒462-8558　名古屋市北区清水四丁目17番1号
TEL（052）856-3939　　FAX（052）919-7585

交通案内　地下鉄名城線「黒川」駅下車　①番出口より徒歩５分

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

名古屋市成年後見あんしんセンター

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17番1号
名古屋市総合社会福祉会館5階（北区総合庁舎）

電話 052-856-3939　FAX 052-919-7585
https://nagoya-seinenkouken.jp/

マスコットキャラクター
こっけん